

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

保険証が新しくなります（桃色 橙色）

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送で交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍年金医療グループまでお申し出ください。

新しい保険証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります(水色 黄緑色)

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を郵送で交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍年金医療グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象...次の区分 または区分 に該当する方

区分	世帯全員が住民税非課税で区分 に該当しない方
区分	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色 黄緑色）

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を郵送で交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍年金医療グループへ申請してください。

限度証の交付対象...次の3区分のうち、現役並み または現役並みに該当する方

現役並み	住民税課税所得が690万円以上に被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並み	現役並みに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並み	現役並みに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年8月1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成31年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
平成31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
平成31年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

医療費通知の活用について

医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。診療日数等間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

剣淵町役場
住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121(内線414)